

■書評

武田公子 著『ドイツ政府間財政関係史論
—第二帝政期からヴァイマル期ゲマインデ財政を中心に—』
(勁草書房 1995年)

関野満夫[†]

本書は第二帝政期からワイマール期にかけてのドイツの政府間財政関係の変遷を、ゲマインデ(市町村)財政の視点からとくにその租税制度に着目して分析した研究書である。その章別構成は次のとおりである。

序章 本書の研究視点と課題

第1章 19世紀末ラント財政の諸類型と

財政改革への動機

補論 ゲオルク・シャントの租税論をめぐって

第2章 社会政策学会における地方税論争

第3章 ゲマインデ行政財政構造の変化と

税制改革

第4章 ゲマインデ土地課税制度改革と

土地増価税

第5章 ヴァイマル期財政改革と

政府間財政関係の変貌

著者はドイツのライヒ(帝国・共和国)、ラント(邦・州)、ゲマインデ(市町村)という政府間関係の変化の中でのゲマインデ財政の動向を歴史的に3つの局面に分けて考察する。第1の局面は、第二帝政期でのラント所得税制の確立とゲマインデへの収益税(地租、営業税など)委譲に至る、19世紀末から第一次大戦前までの一連の税制改革の過程である。そして第1章では、税制改革(所得税成立)を必要としたラント財政の事情、とりわけ主要税源であった収益税の歴史的役割と限界が示される。

また各ラント税制の類型化がなされ、一方での北部ドイツ型(プロイセン型)のラントが収益税の限界ゆえに早期から人税体系(階級税・階級所得税)との併用がなされ近代所得税導入も早かったのに対し、他方の南部ドイツ型(バイエルン型)のラントでは収益税体系が徹底・精緻化されるという相違が生じていた。

続く第1章補論、第2章では、この間の税制改革・地方税制のあり方をめぐっての当時のドイツ財政学界での論争が、シャントの租税理論とドイツ社会政策学会に焦点があてられ紹介される。所得税成立後の各ラントでは収益税の地方税化が進むが、その背景にはラント＝給付能力原則、ゲマインデ＝応益原則という一種のドグマが存在した。シャントはこのドグマに疑問を呈し、ゲマインデにも給付能力原則の適用(地方所得税)を主張したのである。また1870年代での社会政策学会における地方税論争は、原則的には給付能力原則がゲマインデでの主要課税原則としつつも、応益原則の余地も認めるというところに落ちついた。その上で社会政策学会のスタンスは、①収益税委譲によって独立財源を確保しゲマインデの財政自治を強化する、②所得税付加税によって住民の給付能力にも対応したゲマインデ税制に転換する、③委譲された地租によって、土地所有者が得るゲマインデ行政からの特別利益を捕捉する、というものであった。

第3章では、収益税委譲をめぐってのゲマイン

[†] 中央大学

デ側の財政事情に焦点があてられる。19世紀後半以降の資本主義発展に伴う急速な都市化（Urbanisierung）に対応しての都市給付行政（Leistungsverwaltung）の拡大によってゲマインデ行財政が膨張していき、その財源確保のためにゲマインデ側がラントから収益税委譲を求めざるを得なくなる事情が明らかにされる。

第2の局面は、収益税委譲後のゲマインデにおける税制近代化とライヒへの財源集中の動きである。第4章では、ゲマインデに委譲された地租が外形標準課税の制約を脱して地価課税に転化し、土地取引税や土地増価税の整備とともに都市的な土地課税に転換したこと、その一方で「開発利益の公共還元」という社会改良思想とも関連して都市ゲマインデ財源として導入された土地増価税が第一次大戦直前にライヒ財源化されてしまう経緯が述べられる。

第3の局面は、ワイマール期における社会国家の成立とそれに伴うライヒ・ラント・ゲマインデ財政関係の再編である。第5章では、第二帝政期から発展していたゲマインデによる都市給付行政がワイマール期には中央集権的に再編成されていき、所得税・法人税という有力税源がライヒ税化され、新たに導入された財政調整制度の下でラント、ゲマインデへの財政統制が進行していく経緯と問題点が解明される。

さて、ドイツ財政史研究に関してはわが国では少なくない研究蓄積があるが、著者も本書序章で触れているように、そこにはいくつかの不十分点もあったように思える。つまり、①帝国主義財政の典型国としてドイツが考察されるため、帝国主義財政（経費膨張）に適合的な近代所得税導入などをもってプロイセンを素材にした財政史研究がなされ、ドイツの地域的多様性（ラント間の相違）はやや軽視されていること。②財政史研究だけでなくドイツ近現代史研究の傾向として、第一次大戦を境に第二帝政期（ドイツ帝国）とワイマール期（共和国）の研究は別個の研究動機・視角からそれぞれ独立してアプローチされることが多く、通史的な展望をもった研究はやや欠けていたこと。③近年の新しい

研究傾向として従来手薄だった近現代ドイツ都市の社会経済史的研究や地方行財政史の実証的研究が進んできているが、これらの成果をドイツ財政史全体の中で位置づける作業が必要になっていること、である。

こうした研究水準の中にあって本書の持つ積極的意義は小さくない。評者としてはさしあたり次の3点を強調しておきたい。第1に、ゲマインデという地方財政の視点から近現代のドイツ財政（政府間財政関係）の変遷を一貫したパースペクティブのもとに説明することに成功していること。第2に、ドイツの近代税制をプロイセン型の所得税体系にのみ解消するのではなく、バイエルン型の収益税体系にも注目し、ドイツ国内での地域的多様性や分権的連邦主義の社会的基盤を解明して、ドイツ財政史研究を豊富化させたこと。第3に、それ自体やや地味な作業であるが、シャントの租税理論や社会政策学会での地方税論争が紹介・検討されており、近現代ドイツ財政の理論的背景として興味深いものがあること、である。

最後に、本書に対する若干の感想ないし注文を述べておきたい。その一つは、ワイマール期における集権的社会国家と分権的連邦主義の評価である。確かにワイマール社会国家は「徹頭徹尾地方自治に敵対的であった」（ヘルツフェルト）という側面は否定しえないが、その一方でワイマール期政治史全体におけるバイエルン政府の態度は極めて保守的ないし反動的な役割を果していたのは事実であり、そのバイエルン政府の分権的連邦主義という立場を地方自治（ラント財政主権ないしゲマインデ財政自治の堅持）の側面からそのまま評価しうるものかどうか、より慎重な検討を要するのではないだろうか。いま一つ、本書の特色の一つは収益税に注目してゲマインデ行財政の変貌を説明しているところにあるが、第二帝政期においては地方所得税（所得税付加税）の独自の分析も加えられていたほうが、ゲマインデ行財政の総合的評価にはより説得的になっていたのではないだろうか。